令和７年５月２１日・２２日

防災地域建設委員会資料

主要施策の概要及び課題

１　各課別予算額　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
２　人員配置表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
３　各課別分掌事務　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
４　主要施策の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
５　課題　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１３

令和８年度 国の施策及び予算編成等に係る重点要望

・・・・・・・・　全員協議会資料

報告事項

１　萩・石見空港東京線の運航に係る覚書の変更協議の申入れについて
・・・・・・・・　２２

地 域 振 興 部

地域振興部所管の主要施策及び課題

１．各課別予算額

（１）一般会計　　（単位:千円）

課　　名	令和７年度当初（A）	令和６年度当初（B）	比　較（A）－（B）	（A）／（B）
地　域　政　策　課	528,344	494,208	34,136	106.91%
しまね暮らし推進課	1,353,905	1,207,151	146,754	112.16%
中山間地域・離島振興課	353,667	348,631	5,036	101.44%
市　　町　　村　　課	1,258,430	1,009,530	248,900	124.66%
交　通　対　策　課	2,887,095	4,935,699	▲2,048,604	58.49%
地域振興部　　合計	6,381,441	7,995,219	▲1,613,778	79.82%

（２）特別会計　　（単位:千円）

課　名	会計名	令和７年度当初（A）	令和６年度当初（B）	比　較（A）－（B）	（A）／（B）
市町村課	市町村振興資金特別会計	5,881,192	6,621,971	▲ 740,779	88.81%

２．人員配置表

（１）本庁　　（令和７年４月１日現在）

課　名	一般職員		
	事務	技術	計
地域政策課	１６		１６
しまね暮らし推進課	１０		１０
中山間地域・離島振興課	１２		１２
市町村課	１８		１８
交通対策課	１７		１７
計	７３		７３

（２）地方機関

機関名	一般職員		
	事務	技術	計
中山間地域研究センター	９	１７	２６

合　計	８２	１７	９９

３．各課別分掌事務

（１）地域政策課

① 中山間地域研究センターに関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

② デジタル化の推進に関すること（デジタル戦略室）。

③ 情報通信技術の利活用の促進に関すること（デジタル戦略室）。

④ 携帯電話不感地域対策に関すること（デジタル戦略室）。

⑤ 市町村の情報化施策の支援に関すること（デジタル戦略室）。

（２）しまね暮らし推進課

① 市町村の施策の支援に係る総合調整に関すること。

② 市町村の広域的な地域振興に関すること。

③ 地方拠点都市地域の整備に関すること。

④ 定住施策の企画立案に関すること。

⑤ 公益財団法人ふるさと島根定住財団の業務運営の指導に関すること。

⑥ しまね海洋館に関すること。

⑦ 公益財団法人しまね海洋館の業務運営の指導に関すること。

（３）中山間地域・離島振興課

① 離島、半島地域、過疎地域、辺地及び山村の振興に関すること。

② 中山間地域対策の総合調整及び推進に関すること。

③ 中山間地域の研究に関すること。

（４）市町村課

① 法令に基づく市町村等の行財政に関する権限の行使に関すること。

② 市町村等の行財政運営の支援に関すること。

③ 選挙管理委員会に関すること。

④ 広域連合・一部事務組合に関すること。

⑤ 市町村への権限移譲に関すること。

⑥ 市町村合併に関すること。

（５）交通対策課

① 交通対策の総合的な企画及び調整に関すること。

② 高速交通体系の整備促進に関すること。

③ 地域交通体系の整備促進に関すること。

④ 交通安全対策の総合調整に関すること。

⑤ 交通安全運動の推進に関すること。

⑥ 交通事故相談に関すること。

⑦ 航空対策の総合的な企画及び調整に関すること（航空対策室)。

⑧ 萩・石見空港の利用促進対策に関すること（萩・石見空港利用促進対策室)。

4. 主要施策の概要

（単位　千円）

事　業　名	事業費	事　業　の　概　要	課　　名
1. デジタル戦略推進事業 〔Ⅲ-4-(4)〕	81,139	ＩＣＴを活用した地域課題の解決に向けた取組の支援や、市町村の自治体ＤＸを円滑に進めるための体制整備を行うなど、デジタルによる県民の利便性向上等を図る取組を推進。 【事業概要】 ○産官学民連携体制整備 ・ＩＣＴを活用した地域課題解決に向け、産官学民が連携したプラットフォームを整備 ○自治体ＤＸの支援体制整備 ・市町村の自治体情報システムの標準化・共通化に向けた進捗状況の把握や助言のための体制を整備 ○自治体職員ＤＸ研修事業 ・市町村職員等に対して自治体ＤＸを推進するための研修を実施 ○デジタル活用講師育成 ・高齢者等に対するＩＣＴ機器利用講習会の講師人材を育成するための研修を実施 ○デジタル人材活躍推進 ・地域住民の身近な場所にＩＣＴ機器を整備し、地域全体でＩＣＴを学ぶ仕組みを整備	地域政策課 （デジタル戦略室）

2．ふるさと島根定住推進事業 〔Ⅳ-2-(3)〕	605,360	ふるさと島根定住財団を中心に、市町村や関係団体と連携し、地域別、年代別、性別など属性に応じたＵターン・Ｉターン施策を推進。 【事業概要】 ○定住情報の発信 ・社会人のＵターン・Ｉターン希望者のしまね登録を促進 ・移住支援ポータルサイト「くらしまねっと」による情報発信 ○県外等での情報提供・相談 ・Ｕターン・Ｉターン希望者への情報提供・相談窓口の設置（東京、大阪、広島） ・島根県単独の移住イベントの開催や民間大手転職フェアにブースを出展（東京、大阪、広島） ○産業体験・職業紹介等 ・農林漁業等での体験を行う場合の費用の一部を助成 ・無料職業紹介事業に自動マッチング機能を追加し、就職支援の取組を強化 ○受入体制強化 ・市町村が行う受入や定着の取組、職員のスキルアップを支援	しまね暮らし推進課
3．しまね関係人口・移住促進事業 〔Ⅳ-2-(4)〕	116,193	ふるさと島根定住財団や市町村、関係団体と連携し、関係人口の拡大を推進。 【事業概要】 ○関係人口の開拓 ・課題解決型連続講座「しまコトアカデミー」やセミナーの開催 ○関係人口の受入 ・しまね関係人口マッチング・交流サイト「しまっち！」の運営 ・地域づくり関心層に向けて、地域づくり活動を新たに始めるための実践的な講座を実施 ○しまね田舎ツーリズムの推進	しまね暮らし推進課

4. わくわく島根生活実現支援事業 〔Ⅳ-2-(3)〕	114,535	東京圏からのUターン・Iターンを促進するため、東京23区在住者・通勤者が島根県に移住した場合の移住に要する経費の助成等を実施。 【事業概要】 ［対象］ ・中小企業等に就職又は起業した者 ・専門人材として就業した者 ・移住元での業務をテレワークで実施する者 ・関係人口として移住先の市町村が認めた者 ［上限額］ ・２人以上世帯の場合　100万円 ※子育て世代への加算 子ども一人につき最大100万円 ・単身世帯の場合　60万円	しまね暮らし推進課
5. 中山間地域総合対策推進事業（「小さな拠点づくり」の推進） 〔Ⅲ-1-(1)〕	118,946	中山間地域において、地域運営の仕組みづくりや、日常生活に必要な機能の維持・確保に取り組む「小さな拠点づくり」を推進。 【事業概要】 ○地域を担う人材の育成支援 ・地域づくりの担い手となる人材を育成する研修会等を開催 ○地域を支える集落支援員のスキルアップ支援 ・集落支援員に対して助言等を行うアドバイザー派遣等を実施 ○生活機能の維持・確保に向けた具体的な取組の推進 ・先進事例の横展開を図るなど、生活機能の確保に向けた実践活動の着手や充実等を支援 ・中山間地域に設置されたガソリンスタンドの改修経費等を支援 ○地域の人材確保に向けた取組の推進 ・地域外からの定住者を確保するため、空き家をお試し暮らし住宅等に改修する取組を支援	中山間地域・離島振興課

6. 中山間地域総合対策推進事業（スモール・ビジネスの推進） 〔Ⅲ-3-(1)〕	51,236	「小さな拠点づくり」の推進に加え、中山間地域・離島の豊かな自然環境や特徴ある資源を活用した事業（スモール・ビジネス）を推進し、雇用の確保と所得向上を促進。 【事業概要】 ○スモール・ビジネス育成支援プログラム ・専門家による研修・セミナーや個別課題に対する伴走支援 ○スモール・ビジネス育成支援事業補助金 ・商品企画・開発、販路開拓などの取組に係る経費を支援 ○道の駅等販売力強化支援事業 ・道の駅等による地域産品の販売力強化に向けた取組や地域の事業者等との連携による取組などを支援	中山間地域・離島振興課
7. 特定地域づくり事業協同組合支援事業 〔Ⅲ-1-(1)〕	4,944	特定地域づくり事業協同組合における業務課題等に対応する支援体制を構築。 【事業概要】 ○特定地域づくり事業協同組合に対する相談窓口の設置 ・特定地域づくり事業協同組合が抱える業務課題について、指導・助言を実施 ○業務改善等に向けた取組の情報共有 ・各組合の業務課題について共有し、課題解決を図るための意見交換会を開催	中山間地域・離島振興課
8. 地域内経済循環促進事業 〔Ⅲ-3-(2)〕	4,799	地域内における経済循環を促進するため、県民、生産者・事業者、行政で連携した取組を実施。 【事業概要】 ・地産地消等の推進に向けた協力店の募集及びキャンペーンの実施	中山間地域・離島振興課
9. 市町村振興資金	800,000	市町村の行政水準の向上と住民福祉の増進を図るとともに財政の効率的な運営に資するため、資金貸付を実施。 【事業概要】 ○貸付対象事業 ・保健衛生施設、厚生福祉施設、観光・産業施設、土木施設、文教施設に係る整備事業（財政融資資金利率） ・重要課題対策事業（無利子～財政融資資金利率） ・財政健全化資金（無利子～財政融資資金利率）	市町村課

10. ＪＲ木次線利用促進事業 〔Ⅶ-1-(2)〕	7,752	人口減少等の影響による鉄道利用者減少に歯止めをかけるため、地元協議会が実施する利用助成などの取組を支援。 【事業概要】 ○木次線乗車を伴う移動への助成 ・学校や町内会などの団体が木次線乗車を伴う移動をした場合のＪＲ運賃、貸切バス運賃等を助成	交通対策課
11. 生活交通ネットワーク総合支援事業 〔Ⅶ-1-(2)〕	467,581	幹線交通から集落間交通まで、バス事業者・市町村・ＮＰＯ等による地域生活交通を確保する取組を総合的に支援。 【事業概要】 ○地域間幹線系統確保維持費補助金 ・バス事業者による広域的・基幹的なバス路線の維持に向けて、国と協調して、県・市町村が運行経費等を助成 ○地域間準幹線系統確保維持費補助金 ・複数市町村に跨り、一定の輸送量があるバス路線の維持に対して、県・市町村がバス事業者の運行経費を助成 ○生活交通確保対策交付金 ・市町村が実施するバス路線等の運行に対し、その経費の一部を助成 ・ＮＰＯ等が実施する交通空白地有償運送に対し、運行経費の一部を助成 ・市町村が行う乗用タクシー利用助成のうち、県が定めた要件を満たすものに対し、市町村が負担する額の一部を助成 ○地域生活交通再構築事業 ・中山間地域において、輸送需要に応じた最適な交通手段の組み合わせによる地域生活交通の再構築を図るため、実証事業等に取り組む市町村を支援	交通対策課

12．地域生活交通の担い手確保促進事業 〔Ⅲ-5-(1)〕	57,500	運転手不足を一因としたバス路線の廃止、減便が相次ぐ厳しい状況を踏まえ、市町村や交通事業者等と連携・協力し、運転手確保の取組を実施。 【事業概要】 ○運転手のための職場環境改善支援 ・運転手が利用する施設・設備の整備に要する経費の一部を助成 ○運転手の福利厚生改善緊急支援 ・生活基盤を安定させ、交通事業者への入職を促すため、賃貸住宅の家賃相当額の一部を支援金として支給 ○交通事業者への入職促進策支援 ・(一社) 島根県旅客自動車協会が行う広報など入職促進策に係る経費の一部を助成 ○採用力向上セミナー ・交通事業者向けの実践的な採用力向上セミナーを実施 ○セミナー参加者のチャレンジ支援 ・採用力向上セミナーの参加者を対象に、ホームページ制作費やオンライン面接の環境整備費など採用力向上に係る経費の一部を助成 ○採用活動支援 ・交通事業者の積極的な採用活動を促すため、国庫補助事業を活用した採用活動に要する経費の一部を助成 ○二種免許取得支援 ・運転手の育成支援のため、国庫補助事業を活用した二種免許取得に要する経費の一部を助成 ○運転手育成支援 ・新たに運転手（運転手となる見込みの者を含む）を採用し、６か月以上継続して雇用する事業者に対し、人材育成に係る支援金を支給	交通対策課
13．一畑電車運行維持事業 〔Ⅶ-1-(2)〕	277,469	沿線住民の日常生活に必要不可欠な一畑電車の運行を維持するため､インフラ所有権を移転しない｢上下分離方式｣により、線路・電路・車両の維持、修繕、更新経費を松江市、出雲市と共同で支援。 【事業概要】 ○基盤設備維持費補助金 ・線路・電路・車両の維持、修繕、更新に対する助成 ○安全輸送設備等整備事業費補助金 ・安全性向上に資する設備の整備に対する助成	交通対策課

14. 隠岐航路運航維持事業 〔Ⅶ-1-(2)〕	59,854	隠岐島民の生活を支え、観光振興に不可欠な隠岐の海上交通確保を図るため、船舶の導入や運航に要した経費の一部を助成。 【事業概要】 ○船舶の導入に対する支援 ・超高速船及びフェリーしらしま後継船に要する財源として、隠岐４町村が借り入れた過疎対策事業債の元利償還金の一部を助成 ○船舶の運航に対する支援 ・島前内航船運航支援 島前町村組合が運航する島前内航船の運航費にかかる毎年度の欠損額の一部を助成 ・超高速船運航支援 超高速船レインボージェットの安定的な運航を図るため、指定管理料の一部を助成	交通対策課
15. 特定有人国境離島地域社会維持推進交付金事業 〔Ⅶ-1-(2)〕	377,084	隠岐地域の住民等が継続的に居住できるよう、利用する航路及び航空路の運賃引き下げを支援。 【事業概要】 ○航路運賃低廉化事業 ・隠岐航路の現行住民運賃をＪＲ運賃並みに引き下げ(ジェットフォイルは特急指定席並み) ○航空路運賃低廉化事業 ・隠岐－出雲間の現行住民航空路運賃を新幹線並みに引き下げ	交通対策課

16. 県内航空路線の維持・充実事業 〔Ⅲ-4-(2)〕	323,498	県内航空路線の維持・充実を図るため、各空港の利用促進協議会と連携した利用促進活動や航空会社への要望活動を実施。 【事業概要】 ○出雲縁結び空港 ・大都市圏等からの団体旅行客向け旅行商品の造成支援 ・ビジネス利用への助成 ・利用情報の発信（ＨＰ、時刻表等）や企業等への利用働きかけ、ＰＲ ・新規路線の誘致 ・中部線や静岡線等、ＦＤＡ路線の維持・利用促進のため、ＰＲ等を重点的に実施 ・国際チャーター便の誘致及び運航支援 ○萩・石見空港 ・首都圏発、地元発の団体旅行客向け旅行商品の造成支援 ・空港と圏域市町を結ぶ乗合タクシーの運行支援 ・閑散期等における個人への利用助成 ・経済・教育分野等における都市間交流の推進 ○隠岐世界ジオパーク空港 ・地元発旅行商品の造成支援 ・関西圏（首都圏）でのＰＲ、利用情報の発信（ＨＰ等）	交通対策課
17. 出雲縁結び空港周辺対策事業 〔Ⅲ-4-(2)〕	942,426	出雲縁結び空港の利便性向上を図るための運用時間の延長等に向けた対策を実施。 【事業概要】 ○出雲市が行う民家の移転先地の造成事業に係る支援、空港に近接する農地等の取得、管理及び整備 ○空港周辺における民家の騒音防止工事 ○空港周辺地域の地域振興策等	交通対策課

5. 課題

課　　名	事 項 名	概　　要
地域政策課 （デジタル戦略室）	1. デジタル戦略推進事業 〔Ⅲ-4-(4)〕	1. 概要 島根県ＩＣＴ総合戦略に基づき、ＩＣＴを活用した地域課題の解決に向けた取組の支援や、市町村の自治体ＤＸを円滑に進めるための体制整備を行うなど、デジタルによる県民の利便性向上等を図る取組を推進してきた。 ○島根県ＩＣＴ総合戦略 ・計画期間　令和４～８年度（５年間） ・基本方針　① 県民の利便性向上と行政の効率化 ② ＩＣＴの利活用による島根創生の推進 ③ デジタルデバイド対策 2. 今後の課題 地域課題の解決に向け、産官学民が連携した体制を整備し、あらゆる分野でのＩＣＴ利活用を進める必要がある。 また、市町村の基幹業務システムを国が示す標準仕様書に準拠したシステムに移行することが求められているが、地方自治体に財政負担が生じないよう、国の補助金による確実な支援を行うとともに、移行後の運用経費が増加する場合は、国の責任において必要な財政措置を行うよう求めていく必要がある。

	2．携帯電話不感地域対策及び５Ｇ基地局整備の促進 〔Ⅲ-4-(4)〕	1．概要 携帯電話が全く利用できない「不感地域」について、市町村や携帯電話事業者と連携し、国庫補助制度を活用し移動通信用鉄塔の整備を促進するとともに、５Ｇ基地局の整備について、国や携帯電話事業者に働きかけを行い、県内移動通信網の整備を促進してきた。 ○デジタル田園都市国家インフラ整備計画の目標 （携帯電話不感地域） ・2023 年度末に居住エリアの不感地域は解消 （５Ｇ基地局の整備） ・2025 年度末に全国 97%及び各都道府県 90%程度以上 ・2030 年度末に全国・各都道府県 99% ○県内の携帯電話不感地域は、23 地区、67 世帯、156 人（2023（令和５）年度末） ○携帯電話不感地域対策として、鉄塔整備にあたっては、国庫補助制度及び過疎債等を活用することで市町村の負担を軽減することとしているが、令和６年度は実績なし ○５Ｇの人口カバー率は、全国平均 98.1%、島根県 87.7%（2023（令和５）年度末） 2．今後の課題 残された携帯電話不感地域は、いずれも数世帯の小規模で地理的に条件不利な地区が多く事業参画が困難な状況にあるため、県、市町村、携帯電話事業者が定期的な意見交換を行うなど、より一層連携し、地域の実情に応じた対応を進めていく必要がある。 また、５Ｇの人口カバー率は全国平均の 98.1%を下回っており、都市部に遅れることなく整備が進むよう国や携帯電話事業者に働きかけを行う必要がある。

しまね暮らし推進課	1．定住対策 〔Ⅳ-2-(3)〕	1．概要 平成４年を「定住元年」と位置付け、ふるさと島根定住財団を中心に、市町村や関係団体と連携し、定住施策を推進してきた。 平成４年　ふるさと島根定住財団を設立 平成８年　産業体験事業を開始 平成18年　無料職業紹介事業を開始 平成22年　ポータルサイト「くらしまねっと」の開設 市町村定住支援員の配置 ＵＩターンフェアの開始 令和元年　ふるさと島根定住財団サテライト東京を開設 ［令和６年度のＵターン・Ｉターン者数(速報値)］ ○ 3,502 人（前年度比＋40） うちＵターン 2,013 人、Ｉターン 1,453 人 ※Ｕターン・Ｉターン者の定義 県外から島根県に転入し、転入市町村に５年以上居住する意思のある者 2．今後の課題 コロナ禍を経て東京への一極集中が再加速している中、Ｕターン・Ｉターン者数は令和３年度以降回復傾向にある。 引き続き、仕事や生活に関する情報提供、相談対応、島根暮らし体験の機会提供など、様々な取組を通じ、移住先として島根を選んでもらえるよう取り組んでいく必要がある。
	2．関係人口の拡大 〔Ⅳ-2-(4)〕	1．概要 働き方やライフスタイルの多様化により、地域外に拠点を持ちながら、自身が好きな地域と継続的にかかわることへの需要が高まりつつある。 こうした「関係人口」を拡充していき、新たな地域活動の担い手や地域活性化につなげていく。 2．今後の課題 各種講座やセミナーの開催や、交流サイトを通じた地域とのマッチング、地域活動への参画機会の提供などにより関係人口を掘り起こしていくとともに、受け入れ側となる地域と関係人口が継続的にかかわりを持ち続け、つながりをより深化することで、将来的な移住・定住につながっていくよう、ふるさと島根定住財団や市町村と連携しながら取組を進めていく必要がある。

中山間地域・離島振興課	1. 中山間地域対策（小さな拠点づくり、スモール・ビジネス） 〔Ⅲ-1-(1)〕 〔Ⅲ-3-(1)〕	1. 概要 県土の約９割を占める中山間地域は、住民の生活の場であるとともに、水や食料の供給、国土の保全、多様な生態系の維持など多面的な機能を担っているが、人口減少や高齢化の進行により、地域運営の担い手不足が深刻化し、地域コミュニティの維持や買い物などの日常生活に必要な機能・サービスの確保が困難な集落が増えている。 このため、第５期島根県中山間地域活性化計画（令和２～６年度）においては、「生活機能（生活交通を含む）の確保」に重点をおいた「小さな拠点づくり」を推進するとともに、中山間地域の産業振興による雇用の確保と所得向上に取り組んできた。 平成 11 年３月　島根県中山間地域活性化基本条例（議員提案） 平成 11～13 年度　中山間地域集落維持・活性化緊急対策事業（集落 100 万円事業） 平成 13 年２月　島根県中山間地域活性化計画策定 第１期計画（平成 13～16 年度） 延長（平成 17～19 年度） 平成 20 年３月　第２期計画（平成 20～23 年度） 平成 24 年３月　第３期計画（平成 24～27 年度） 平成 28 年５月　第４期計画（平成 28～31 年度） ・公民館エリアを基本とした住民同士の話し合いによる地域運営の仕組みづくり「小さな拠点づくり」を推進 令和２年３月　第５期計画（令和２～６年度） ・生活機能の確保が急務な複数の公民館エリアの連携による「モデル地区」を選定し、重点的に支援 ・中山間地域の地域資源を活用し、小規模であっても継続的に収入を得ることができる「スモール・ビジネス」の取組を支援 令和７年３月　第６期計画（令和７～11 年度） ・これまでの公民館エリアを基本とした住民主体の取組は継続しつつ、生活機能の確保に直結する取組については、行政がより関与しながら、旧市町村を基本単位として、生活機能を維持・確保するための対策を推進

		2．今後の課題 人口減少や高齢化が進む中山間地域では、一部の地域において、医療、買い物、燃油等の生活機能が失われつつあり、日常生活に必要な機能・サービスの確保が急務となっている。 このため、必要な生活機能を将来にわたり維持し、住民がサービスを利用できるよう、市町村と連携・協力して、旧市町村単位の生活機能の維持・確保を図るための対策を検討していく必要がある。 また、人口減少や高齢化により、地域運営の担い手不足が深刻化し、地域コミュニティの維持が困難となる集落が増えていることから、地域を支える人材の確保・育成に取り組んでいく必要がある。
	2．中山間地域対策 （特定地域づくり事業） 〔Ⅲ-1-(1)〕	1．概要 「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」が、令和２年６月に施行された。 これは、人口急減地域において、地域全体の仕事を組み合わせて新たな雇用の場を創出し、地域の担い手を確保し、地域社会の維持及び地域経済の活性化を図るために設けられたものであり、地域の事業者が「特定地域づくり事業協同組合」を設立し、派遣事業を行うものである。 ［組合の設立状況］ ・令和６年度末時点で、14 組合を認定 2．今後の課題 幅広い業種の事業者に参加を促すため、市町村や関係団体と連携して、制度を周知していくとともに、組合の運営状況や課題等を適宜把握し、必要な助言や情報提供等を行うなど、制度の円滑な運用に努めていく必要がある。 また、国への支援拡充に向け、令和６年４月に関係 42 道府県で設立した「特定地域づくり事業推進全国協議会」により、引き続き要望を行う必要がある。

	3．離島対策	1．概要 「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」が、平成 29 年４月に施行された。同法では、有人国境離島地域に将来にわたって人が住み続けていくことができるよう、必要な施策を策定、実施することが国の責務とされ、特定有人国境離島地域の離島航路・航空路運賃の低廉化など、特別の支援措置が講じられている。 本県においても、平成 29 年８月に「島根県特定有人国境離島地域の地域社会の維持に関する計画」の前期計画（平成 29 年度～令和３年度）を、令和４年３月に後期計画（令和４年度～令和８年度）を策定し、主に次の事業に取り組んでいる。 ⑴ 航路・航空路に係る運賃の低廉化 ⑵ 物資の輸送に係る費用負担の軽減 ⑶ 雇用機会の拡充 ⑷ 滞在型観光の促進 また、「離島振興法」が、令和４年 11 月に改正され、法期限が 10 年延長されるとともに、離島に対する配慮規定の充実等が図られた。本県においても、令和５年３月に「島根県離島振興計画」を策定し、生活条件の改善や、産業基盤の整備等を図るため、隠岐４町村と連携して、取り組んでいる。 2．今後の課題 国の支援の充実に向け、令和３年１月に関係８都道県で設立した「特定有人国境離島地域関係都道県協議会」により、引き続き要望を行う必要がある。 令和８年度末に期限が到来する「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」を延長・拡充するよう、国等に対して働きかける必要がある。

市町村課	1．市町村の行財政運営の支援	1．概要 県内市町村の給与水準については、市平均は全国市平均を下回っており、町村平均は全国町村平均を上回っている状況である。 また、財政の健全化判断比率については、すべての指標において、早期健全化基準（経営健全化基準）をクリアし、実質公債費比率及び将来負担比率とも年々改善傾向にあるものの、依然として全国平均と比べて高い状況にある。 〇令和６年度のラスパイレス指数 市平均　町村平均 県内　98.3　97.3 全国　98.6　96.4 〇令和５年度の健全化判断比率 ・実質公債費比率：10.9%（▲0.3 ポイント） ※全国平均　5.6% ・将来負担比率：　84.2%（▲5.5 ポイント） ※全国平均　6.3% 2．今後の課題 県内市町村は、物価高騰の影響を受ける中、公共施設の老朽化による更新投資の増加が見込まれるなど、依然として厳しい財政状況であり、以下の取組などを行い改善を図っている。 ・地方債の繰上償還や新規地方債の発行抑制 ・交付税算定の見直しなど国に対する働きかけ 県としては、市町村の自主性や主体性を尊重しつつ、適切な財政運営が行われるよう、引き続き情報提供・相談・助言を行っていく必要がある。

交通対策課	1．地域生活交通確保対策 〔Ⅲ-5-(1)〕 〔Ⅶ-1-(2)〕	1．概要 路線バスにおいては、人口減少等に伴う利用者の減少や、運転手不足によりやむを得ずバス路線の廃止や減便が生じるなど、地域生活交通を取り巻く環境は大変厳しい状況にある。 このため、これまで国・県・市町村で行ってきた運行経費支援に加えて、交通事業者に対して、運転手の労働環境等の改善や、福利厚生の充実が図られるよう支援し、運転手確保を着実に進めることで、地域生活交通の維持・確保に取り組んでいる。 また、住民の移動ニーズの多様化に合わせ、地域の実情に応じた最適な交通体系への転換に向けて、市町村と連携して取り組んでいる。 2．今後の課題 運転手確保に向けては、交通事業者の積極的な取組を前提として、行政として支えていくことが必要であり、交通事業者、県及び市町村等の連携を深めていく必要がある。 また、国に対して、補助制度の単価の政策的な引上げなど交通事業者による人材確保や処遇改善につながる見直しを行うとともに、運転手確保に対する支援を継続・充実することを引き続き要望していく必要がある。
	2．ＪＲ路線の維持 〔Ⅶ-1-(2)〕	1．概要 県内のＪＲ路線については、長期的な利用者数の減少傾向など厳しい状況にある。 令和６年６月、ＪＲ西日本は、木次線の出雲横田駅から備後落合駅間に関して、地域の移動実態に応じた持続可能な交通体系について、特定の前提を設けずに議論する場が必要との考えを示した。 また、令和３年度に減便や快速列車の廃止を伴う大幅なダイヤ改正が行われ、利便性が大きく低下したが、復便には至っていない。 2．今後の課題 再構築協議会が設置された芸備線をはじめとする他路線の動向を注視するとともに、引き続きＪＲに対し削減されたダイヤの復便を要望していく必要がある。 また、利用客増加を図るため、沿線自治体や関係者と連携して、県内路線の利用促進に積極的に取り組む必要がある。

	3．隠岐航路の維持 〔Ⅶ-1-(2)〕	1．概要 隠岐島民の生活を支え、観光振興に不可欠な隠岐の海上交通確保を図るため、県・地元町村では、隠岐航路の維持・充実に向けて取り組んでいる。 2．今後の課題 ○船員の確保 隠岐汽船では、離職者の発生などによる慢性的な船員不足を理由に、令和７年６月からの大幅な減便を決定した。県としては、船員不足の解消に向けた隠岐汽船と地元町村での議論を踏まえ、対応を検討していく必要がある。 ○船隻体制 今後、フェリー及び超高速船の更新時期を順次迎えることから、船隻体制を含めた将来の隠岐航路のあり方について、検討していく必要がある。
	4．県内３空港の航空路線の維持・充実 〔Ⅲ-4-(2)〕	1．概要 東京、大阪等の大都市圏から遠く離れている島根県において、県内３空港は地方創生の取組を進め、地域の活性化を図る上で必要不可欠なインフラであることから、利用促進と利便性向上に努め、航空路線の維持・拡大に取り組んでいる。 2．今後の課題 県外からの観光客の集客や地元からの利用拡大などに取り組み、新規路線の誘致・定着、既存路線の維持・充実につなげていくことが必要である。 また、利便性の向上に向け、航空会社に対して航空運賃の低廉化、旅客需要に応じた機材の運用、利用しやすいダイヤへの改善など引き続き働きかけていく必要がある。

令和７年５月 21 日・22 日
防災地域建設委員会資料
地域振興部交通対策課

萩・石見空港東京線の運航に係る覚書の変更協議の申入れについて

１　経緯等

・萩・石見空港東京線は、２便運航の継続に向けたリスク分担制度として、年間の有償旅客数が「127,000 人」を下回った場合に、その不足人数に応じた額を、地元（県及び利用拡大促進協議会）と航空事業者（ＡＮＡ）が折半して負担する仕組みを設け、３者で覚書を締結

［制度概要］

127,000 人を下回った場合の地元（県及び利用拡大促進協議会）の負担額は不足数×8 千円（@16 千円を航空事業者と地元で折半）、地元の負担上限額は 206,000 千円（以下のとおり）

(1) 120,001 人～127,000 人（7,000 人分は県が負担）
最大負担額： 56,000 千円･･･［県］債務負担行為を設定

(2) 101,251 人～120,000 人（18,750 人分は協議会の県内幹事市町が負担）
最大負担額：150,000 千円･･･［市町］債務負担行為を設定

※ 但し、県が過疎債ソフトの元利償還額の実負担（30%）の 1/2 を市町へ支援（県支援額(最大)：25,150 千円）･･･［県］債務負担行為を設定

・航空事業者（ＡＮＡ）から、燃油等の物価高騰のほか、機体整備や部品調達等に係る為替の影響などにより、企業努力による経費削減を行ってもなお、運航費用が増加していることを理由として、県及び利用拡大促進協議会に対して、年間の有償旅客数の変更協議の申入れがあった

２　申入れ内容

・現行の年間の有償旅客数について、「127,000 人を下回った場合」を、令和７年度以降は「145,000 人を下回った場合」に変更（別紙参照）

【参考：過去の利用実績】

	平成 30 年度	令和元年度	令和５年度	令和６年度
利用者数	146,833 人	140,689 人	130,447 人	135,694 人
うち有償旅客数	138,966 人	133,115 人	129,173 人	134,437 人

３　今後の対応

以下の状況等を踏まえ、２便運航の継続のために、申入れを受け入れる方向で、利用拡大促進協議会（幹事市町）と調整

・政策コンテストによる２便運航は、国の決定だけでなく、航空事業者による運航への理解・協力があって成り立つものであること
・運航費用が増加している中、航空事業者が２便運航を継続するためには、地元も応分の負担を行い、路線収支の改善を図る必要があること
・申入れがあった 145,000 人は、利用者数の目標として国に示している令和７年度の 149,000 人、最終年度である令和 10 年度の 152,000 人の範囲内であること

別紙

萩・石見空港東京線の運航に係る覚書の変更協議の申入れについて

（申入れ内容：現行の年間の有償旅客数について、「127,000人を下回った場合」を、令和7年度以降は「145,000人を下回った場合」に変更）

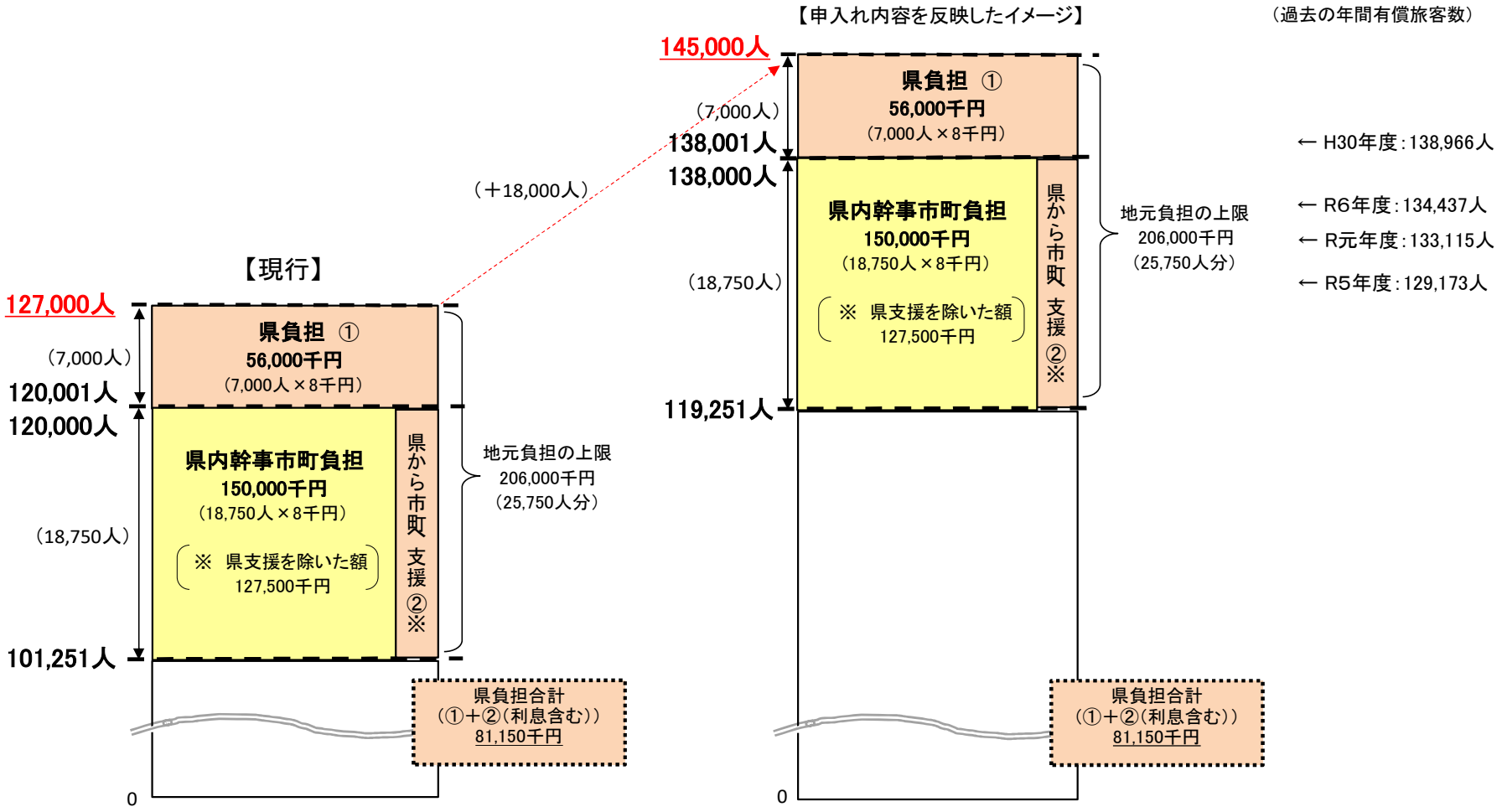

（年間有償旅客数が覚書で定める人数を下回った場合に、「不足数×8千円」を県・市町 がANAへ支払）

※ 県が過疎債ソフトの元利償還額の実負担（30%）の1/2を市町へ支援